

第2次小牧市 地域福祉計画・地域福祉活動計画 【概要】

平成27年11月
小牧市 健康福祉部 福祉総務課
小牧市社会福祉協議会 地域福祉課

地域福祉計画・地域福祉活動計画



□ 2つの計画を一体的に策定

◆ 地域福祉計画：市

- ・社会福祉法に定められた計画
- ・地域福祉推進の基本指針

◆ 地域福祉活動計画：社協

- ・住民の福祉に関する計画

□ 策定委員会

地域福祉計画と地域福祉活動計画の両計画の作成を一つの委員会で実施

□ 策定委員

学識経験者、区長、社会福祉協議会、民生・児童委員、校長会、PTA連絡会、子ども会、老人クラブ、ボランティアセンター、赤十字奉仕団、市民活動ネットワーク 等

地域福祉計画・地域福祉活動計画

□ 策定経過

- ・地域福祉に関する市民意識調査
20歳以上の市民3,000人を対象
(有効回答数1,509 (50.3%))
- ・2回の地域座談会の開催 (計187名の参加)
- ・中学生地域福祉意識調査
9中学校の2年生 (9クラス) を対象
(有効回答数316)



□ 計画期間

平成24年度から28年度：5年間

□ 基本理念

あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき



地域福祉計画

□ 3つの目標

◆ 基本目標1

地域の新たなつながりをつくる

◆ 基本目標2

地域福祉活動を動かす仕組みをつくる

◆ 基本目標3

地域で安心して暮らせる仕組みをつくる

地域福祉活動計画

□ 6つの重点事業

◆ 重点事業1

地域座談会の実施

◆ 重点事業2

ボランティア土壤の育成・支援

◆ 重点事業3

要援護者の見守りネットワーク事業

◆ 重点事業4

災害時要援護者支援体制の構築

◆ 重点事業5

ネットワーク委員の養成・育成

◆ 重点事業6

ご近所福祉ネットワークモデル事業

◆重点事業1 地域座談会の実施



地域座談会とは…

- 地域の横のつながりを創出
- 課題の洗い出しと課題の共有、解決策を検討
- ご近所ネットワーク委員会のあり方、取り組む内容の意見交換を行う場

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定時にも開催

《参加者》

区長、民生・児童委員、老人会、保健連絡員、ボランティアなど

◆重点事業2 ボランティア土壤の育成・支援

ボランティア活動の活性化 ボランティアの想いをつなぐグループミーティング

- ボランティアの士気向上をはかる
- ボランティア意識の高い方が、ボランティアをはじめて間もない方へボランティア活動の「意義」「必要性」を伝える場

平成25年度は【高齢者】・【障がい者】・【健康づくり】にテーマを分けて全3回勉強会・交流会を開催



3回の勉強会で延べ127名のボランティアが参加



高齢者分野の勉強会では介護保険制度について勉強



ボランティアが地域で何ができるか協議

◆重点事業2 ボランティア土壤の育成・支援

地域住民参加型サービス（ボランタリーアクション※）の育成・支援

- 活動を継続するために無償では支障がある
- 支援を受ける側が気兼ねなく利用できる

⇒ ポイント制・有償などの方法について検討

【イメージ】



支援を受ける側

サービスの提供



対価※



支援する側

※対価には…

現金や地域通貨などさまざまな手法がある。

※ボランタリーアクションとは…

住民同士が自発的に取り組む活動。

重点事項3 要援護者の見守りネットワーク事業

平成24年度

地域座談会を通した各地域の現状・課題を把握

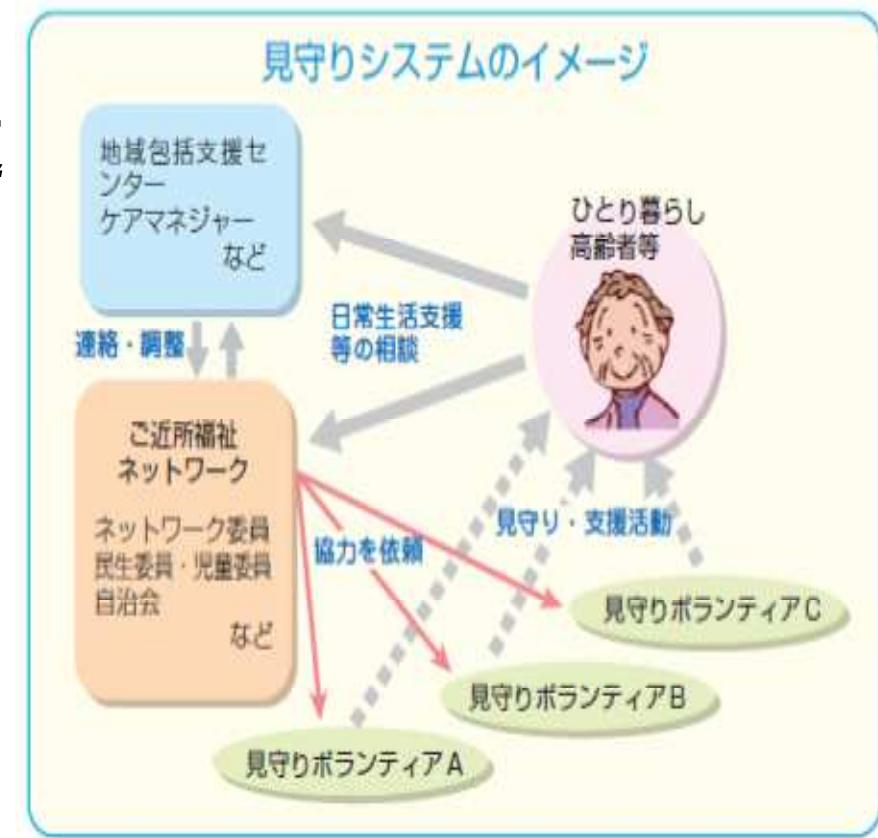
□ 地域座談会での主な意見

- ・地域によって活動に温度差がある。
- ・地域のつながりがない。つながる必要性を感じていない。
- ・地域で様々な活動をしている人を集めて、地域の課題等について意見交換する場が必要。

平成25年度～

□ 地域福祉活動の推進

- ・地域福祉活動を推進するため、市と社会福祉協議会は、当面、区を単位とした地域福祉活動実施へのコーディネートを行う。



- ⇒図の体制はネットワーク委員会を中心とした見守りシステムである。
- ⇒現状では区ごとの福祉活動を通して、地域ごとの要援護者の見守りができる仕組みをつくる。

◆重点事業4 災害時要援護者支援体制の構築

災害時要援護者支援活動

・災害時要援護者の把握

平成18年度より『小牧市災害時要援護者支援制度実施要綱』に基づき、希望される方の登録を実施。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳：1級・2級
- (2) 療育手帳：A判定・B判定
- (3) 精神障害者保健福祉手帳：1級・2級
- (4) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (5) 要介護3以上の介護保険認定者



・支援体制の構築

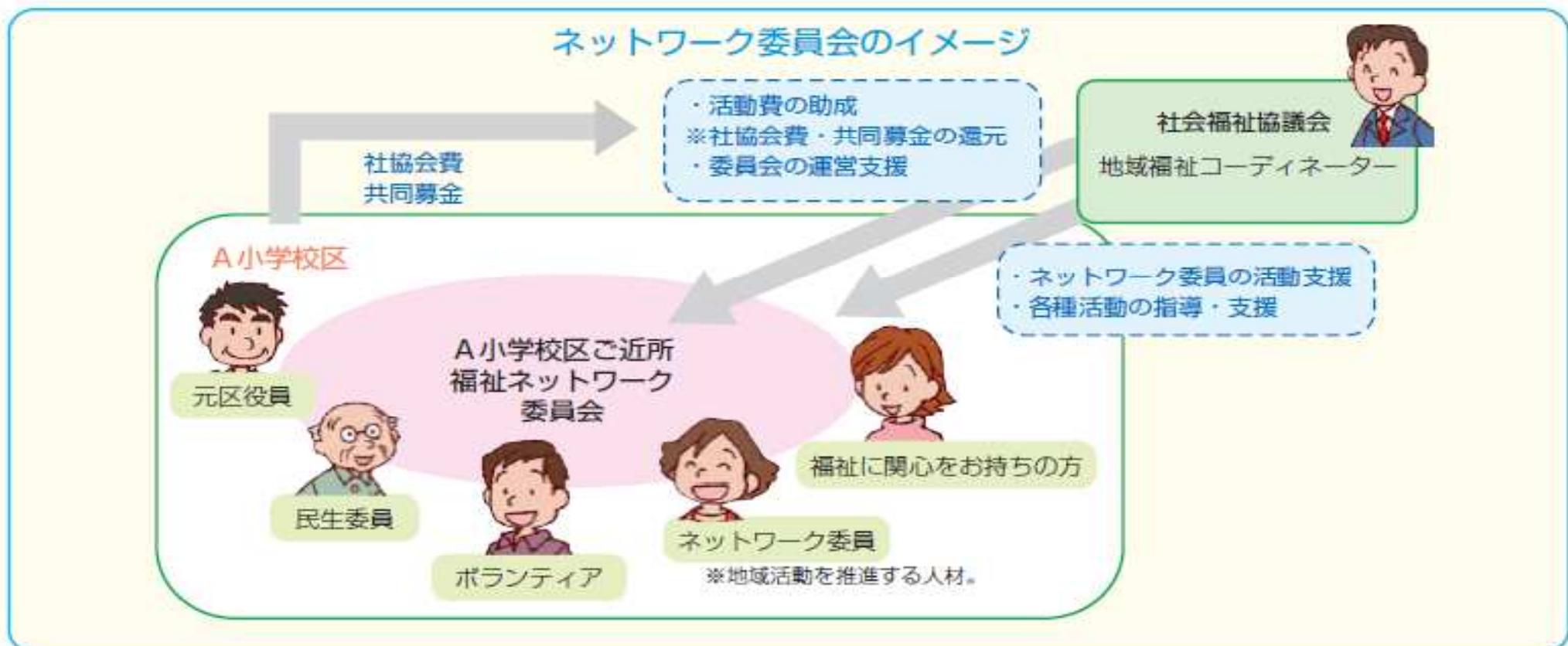
自主防災組織の活性化を図り、区やボランティア組織が連携し、災害時要援護者の支援体制づくりを行う。

◆重点事業5 ネットワーク委員の養成・育成

□ ネットワーク委員とは

- ・ネットワークモデル事業における「地域における福祉活動の推進役」「地域と市・社協とのパイプ役」「地域福祉活動の実践をする方」です。

⇒ 地域協議会設立の歩調に合わせて養成・育成を検討していく



◆重点事業6 ご近所福祉ネットワークモデル事業

地域福祉推進基礎組織 = ご近所福祉ネットワーク の立ち上げ

・ネットワークの単位 = 小学校区

【ネットワーク活動】

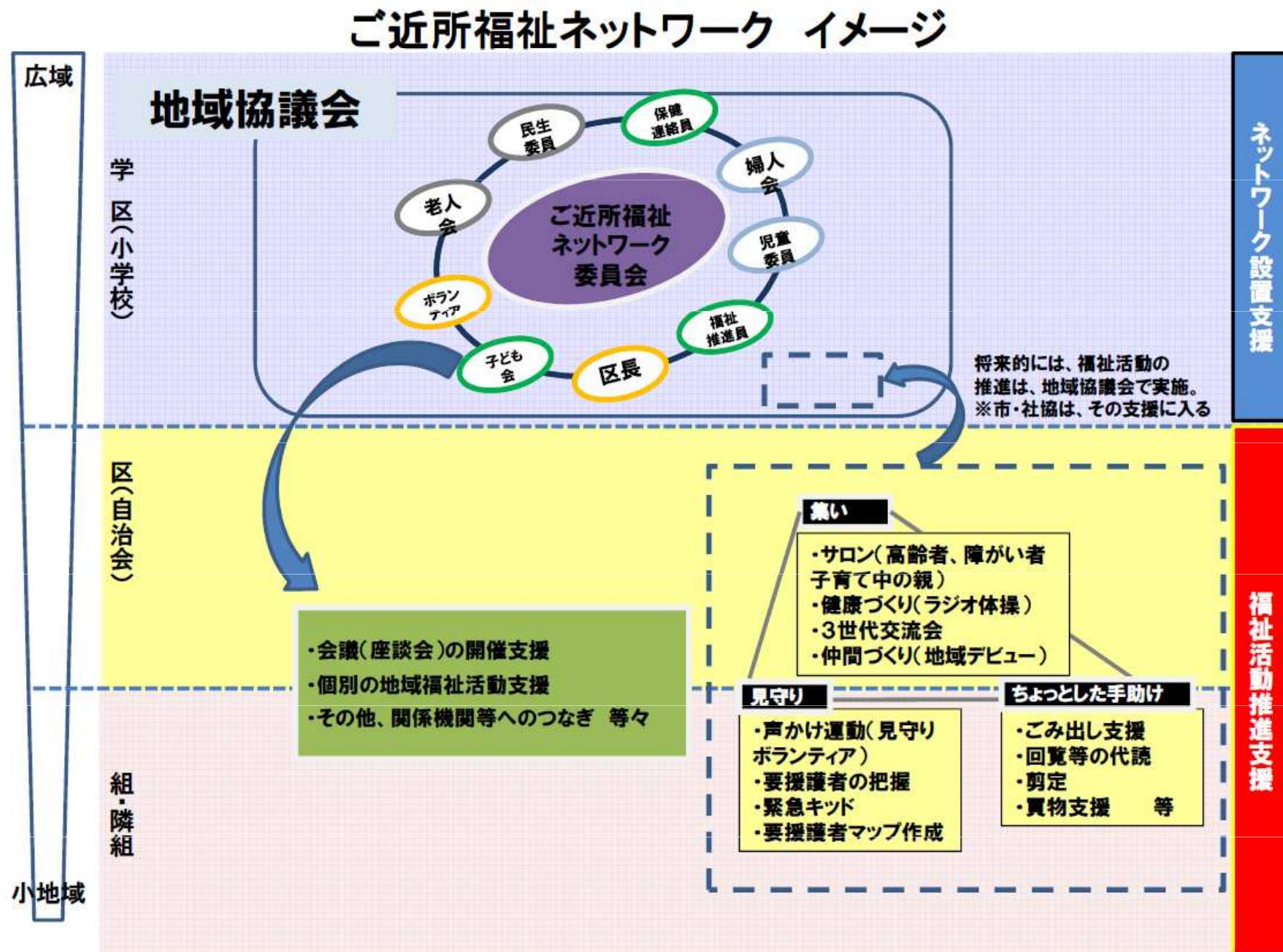
1. 情報交換とネットワークづくり
 - ・ネットワーク委員による情報交換
 - ・世代間交流
 - ・地域座談会の開催
 - ・ボランティア団体同士、他団体との交流

2. 人材の発見と養成

3. 広報活動

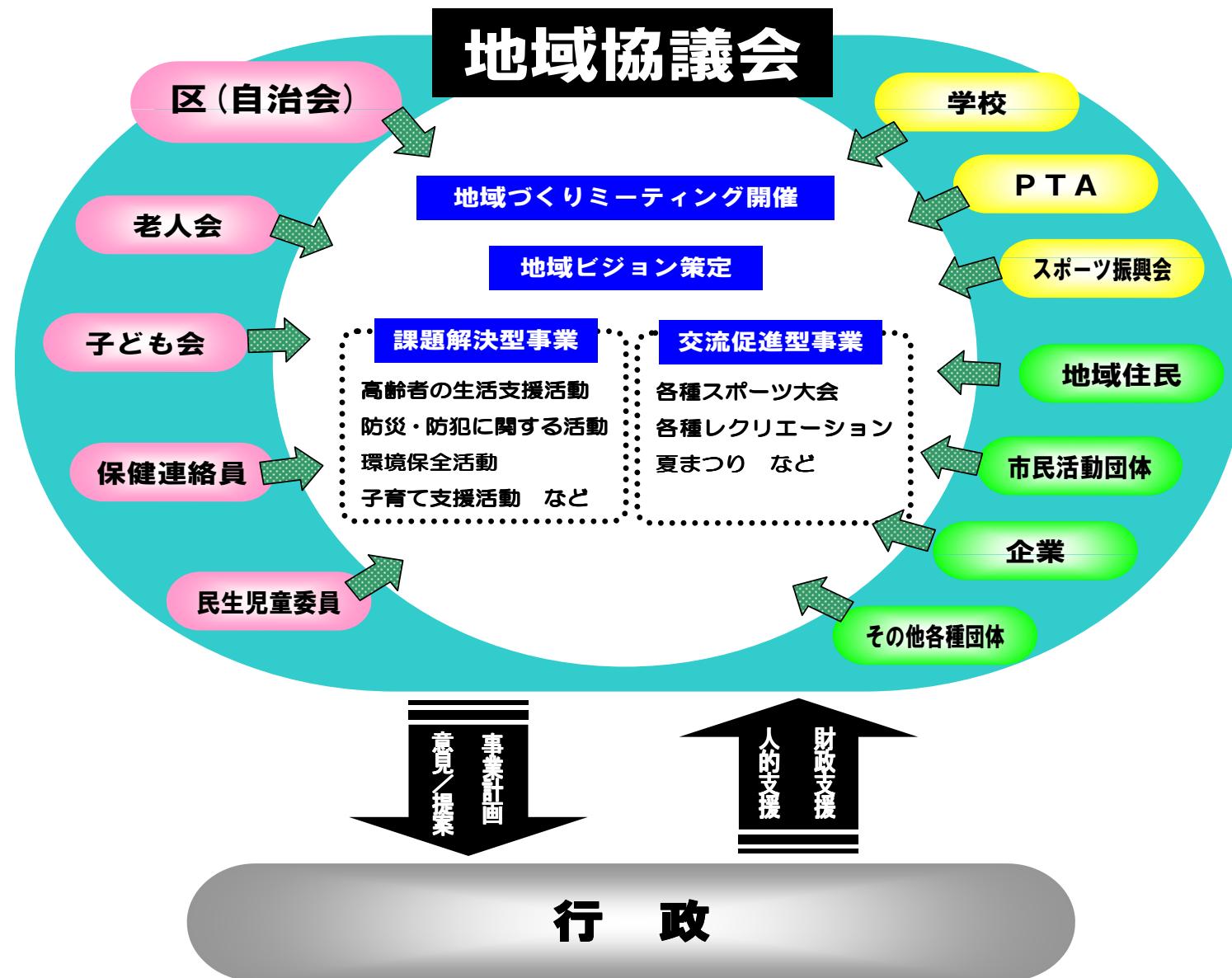
4. 地域福祉向上のための取組み、関心・理解等を高める活動





地域協議会【イメージ】

地域協議会制度方針（平成25年6月）より抜粋



地域協議会【イメージ】

地域協議会制度方針（平成25年6月）より抜粋

